

支給認定について

○保育所等に入所する場合、支給認定証の交付を受ける必要があります。

○年齢や保育の必要性に応じて1号～3号の認定がされます。

	年齢	保育の必要性	例	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合などご家庭で保育可能な世帯	教育標準時間 (4時間程度利用)	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	3歳以上で、両親が共働きや病気などの世帯	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	3歳未満で、両親が共働きや病気などの世帯	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園